

アドバンス・ケア・プランニング普及啓発事業業務委託仕様書

1 目的

将来、今とは違う健康状態になった時に、本人の希望や価値観にあった治療やケアが受けられるよう、家族や医療関係者等と繰り返し話し合い、備えておく取組「アドバンス・ケア・プランニング」の宮崎県民への普及啓発及び人材育成を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託料

4, 219, 120円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 業務委託内容

(1) 会議への出席

アドバンス・ケア・プランニングの主旨への理解を深め、より効果的な普及・啓発を行うため、推進委員会や、県が必要と認める会議に出席する。

- ① 推進委員会への出席（2回程度を想定）
- ② その他、県が必要と認める会議への出席

(2) テレビやSNS、宮崎県人生会議ホームページ等を活用した情報発信

① 発信内容

テレビCMやSNS、宮崎県人生会議ホームページ等で、アドバンス・ケア・プランニングに関する情報発信を行う。

なお、情報発信の際は、過去に当該事業で作成した啓発媒体を活用することとし、必要に応じて、効果的な媒体に編集すること。

② 運営・管理

テレビCMの制作等のため、以下の運営・管理を行うものとする。

- ア 県との調整
- イ テレビ等のメディアとの調整
- ウ 出演者との調整
- エ 宮崎県人生会議ホームページの編集

《県人生会議 HP》

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/fukushi/advance_care_planning/

- オ その他全ての業務に関する手配、管理

③ その他

県及び推進委員と協議しながら、取組の効果測定・分析を行うこと。

(3) 啓発媒体を活用した県民への普及啓発

10～12月頃に一般県民を対象にイベントを開催する。

イベントでは、当該事業で作成した啓発媒体を活用しながら、講演やパネルディスカッションなど、普及啓発に効果的と思われる内容を組み合わせて実施することとする。

なお、内容については、県及び推進委員と協議しながら決定すること。

また、イベントの周知に当たっては、メディアと連携して行うこと。

(4) 医療や介護の専門職の育成

10～12月頃に、県内の医療や介護の専門職育成を目的とした研修会を開催する。

内容や講師、会場等については、県及び推進委員と協議しながら決定すること。

(5) 留意事項

「アドバンス・ケア・プランニング」の普及啓発を図るため、最も効果的なPR方法を戦略的に組み立てること。

「アドバンス・ケア・プランニング推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）への出席は必須とすること。

業務実施中であっても、効果的と判断される場合は、県と協議の上、予算の範囲内で臨機応変に代替業務の実施を行うこと。

また、取組の評価指標を設定・測定し、事業効果の最大化に向けて取り組むこと。

5 経費

本業務に関する経費については、全ての業務について受託者の負担とする。

6 成果品等の納入場所

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室

7 業務遂行上の注意事項

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定めること。また、業務遂行体制を明らかにすること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、県と十分な調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行にあたり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、県と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- (4) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と十分協議を行うこと。